



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年4月8日

川崎市環境影響評価に関する条例第8条の2に基づき橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画書の写しの縦覧を次のとおり行います。

環境配慮計画書の基本的事項	環境配慮計画策定者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	事業計画の名称	橋処理センター整備事業
	事業計画の種類	廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	1又は2以上の事業の実施が想定される区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3
	事業計画の目的	ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー処理施設の整備
	事業計画の内容	敷地面積：約22,865㎡ 建築面積：ごみ焼却処理施設 約7,000㎡ ミックスペーパー処理施設 約1,800㎡ 事業の規模：ごみ焼却処理施設 600t／24時間 ミックスペーパー処理施設 45t／5時間
	供用予定時期	平成34年度稼働予定
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年4月8日（月）から 平成25年5月7日（火）まで 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該環境配慮計画書の内容を縦覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の環境配慮計画書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年5月7日（火） （郵送の場合は、平成25年5月7日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、事業計画の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156